

退去者の方へ

- ① 退去の予告は、退去予定日の3ヶ月以上前までをお願いします。1ヶ月を切った場合でもご連絡を頂いた日から3ヶ月の家賃がかかります（半月・1ヶ月）又退去予告をされた後の取り消し・延期に関しては損害金が発生する場合があります。変更の場合は、至急当社までご連絡ください。
- ② 電気・ガス・水道などの公共料金は各業者に引っ越しの連絡を入れ精算方法の確認をして下さい。尚精算された領収書等はコピーでも構いませんので鍵と一緒にキッチンの引き出しに入れて退出して下さい。（引落としの方はこの限りではありません。）公共料金の精算が済まされないと、退去の精算が出来ません。
- ③ 退去時には、前述の通り、鍵・公共料金の領収書等（コピー可）全てキッチンの引き出しに入れて、ドアのカギはかけずに退出ください。公共料金の領収書等が揃わない場合は後日当社まで郵送ください。お引越しが完了されましたら当社までご一報ください。（092-409-8787）又引っ越しの際、立ち合いを希望される場合はお早めにお申し出ください。間近でのご連絡はご希望に沿えない場合があります。
- ④ 退去する際のいらなくなった家具・新聞・不燃物・その他のゴミ・粗大ごみは必ず責任を以って処分してください。処分されなかった場合、ゴミ撤去費がかかります。特にリサイクル品・バイク・自転車等は撤去費が高くなります。ご注意ください。又引っ越し用のゴミはゴミ置き場には原則出せません。ご了承ください。
- ⑤ 退去の精算は部屋の補修の完了と公共料金の精算等が済んでからとなります。退去後1ヶ月～2ヶ月程かかります。特別な理由によりお急ぎの方はお申し出ください。
- ⑥ ペットの飼育の告知等が無く、無断で飼われていた方は、契約違反でもあり、補修費等が実費精算となる場合があります。ご了承ください。
- ⑦ 尚、解約後、家財保険の解約に関しても保険会社への連絡をされますと、解約返戻金が戻る場合がございます。必ず保険会社にも解約のご一報されますことをお勧めいたします。

※以上、お読み頂きご理解頂きますようお願い致します。

ご不明な点は下記へお問合せください。

有限会社 ハナシヨウ

〒811-2304

福岡県糟屋郡粕屋町仲原 2578

☎ 092-409-8787

Fax 092-612-6177